

■ うなぎ稚魚漁業の許可方針及び許可の基準についての意見公募結果

- ・意見公募期間（令和5年8月17日から9月6日まで）
- ・提出された意見数 5名から5件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>令和4年度の意見公募で、高知県のうなぎ稚魚の採捕数量上限を0.6トン、採捕期間を令和4年12月12日から令和5年3月31日までとして欲しいとの要望に対し、高知県の回答は「本県の河川におけるニホンウナギの資源が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、令和4年度の漁期は令和3年度に引き続き350kgの上限を据えおくこと、本種は絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の採捕量上限と採捕日数を維持する」であった。それにもかかわらず、今回のうなぎ稚魚漁業の許可方針の制定にあたり、採捕量の上限を350kgから0.6トン、採捕期間を80日から約90日に変更することは、令和4年度の意見公募の回答と整合性がとれていない。</p>	<p>うなぎ資源の悪化に対して4カ国・地域での合意によりうなぎ稚魚の池入れ数量を制限することで資源が管理されており、日本での池入れは内水面漁業の振興に関する法律（以下、内水面振興法という。）に基づき21.7トンで管理されています。</p> <p>シラスウナギの採捕については、令和4年度までは県内養鰻業への種苗の供給という目的に限定し、特別採捕許可を行っていましたが、漁業法の改正により、令和5年度からは4カ国・地域の養鰻業に種苗を供給する許可漁業に制度が大きく変わります。</p> <p>今回、うなぎ稚魚の許可漁業化に関し、水産庁の技術的助言では、次のことが記載されています。</p> <p>①国内のうなぎ稚魚の池入れ数量は、内水面振興法に基づき全国的な上限が設定されており、都道府県において採捕数量の上限を定める必要はないこと（令和5年8月31日付け、5水管第1569号、「令和6年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について」）</p> <p>②これまで、特別採捕の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されていることが、正確な採捕数量の報告が行われにくいことが指摘されていること（令和5年8月31日付け、5水管第1569号、「令和6年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について」）</p> <p>③合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当でないこと（令和3年10月8日付け、3水管第1707号、「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」）</p> <p>①で都道府県において採捕数量上限が不要であることが指摘されていますが、県としては、本県河川における漁獲量の激減を踏まえ、県域でもうなぎ資源の管理が必要との認識から知事許可における採捕数量の上限を設定することとしています。ただし、②と③の指摘を踏まえまして、自県のうなぎ稚魚の池入れ上限である600.3kgを採捕数量の上限としております。</p>

<p>2</p>	<p>ニホンウナギの資源は減少しており、絶滅危惧に指定されている。今回のうなぎ稚魚漁業の許可方針の制定にあたり、採捕量上限及び採捕期間は、今まで以上に厳しく設定すべき。</p> <p>ニホンウナギ資源が減ることがない採捕可能量を把握すべきであり、その数量に基づいて、採捕量上限等を設けるべき。また、うなぎ稚魚を河川に遡上させるためにも、稚魚遡上期間の半分を禁漁とする期間制限は必要。</p>	<p>また、採捕時期は、うなぎ稚魚の採捕盛期が近年2～3月と遅くなる傾向であること、11～12月はあゆ仔魚が混獲されることから、漁期を遅めに設定することや、養殖用種苗を一定確保するためには、漁期に闇夜の大潮を3回入れて効率的な採捕が必要であることから1月1日から3月31日としています。</p> <p>うなぎ資源は、親ウナギを採捕する河川漁業者、シラスウナギを採捕する漁業者、シラスウナギを種苗として養殖する養鰻業者にとって重要な資源です。この資源を有効かつ持続的に利用するため、これまで県は関係者の意見を聞いたうえで、特別採捕許可を行ってきました。</p> <p>今回の採捕数量の上限及び採捕期間の設定についても、シラスウナギ採捕の許可漁業化に向けた説明会を計3回行うとともに、要望があった漁協に出向き、関係者の意見を丁寧にお聞きした上で設定しております。また、うなぎ資源の保護と適切な利用を目的に内水面漁協、海面漁協、養鰻事業者等が組織した団体からも、本県の採捕量上限を県内のうなぎ稚魚の池入れ数と同数にする要望もいただいております。</p>
<p>3</p>	<p>採捕量の上限を350kgで行ってほしいことを要望します。今回の方針で上限を600kgに変更する理由をお示してください。</p>	<p>県としましては、許可漁業化に伴い、採捕の条件などを厳格化するとともに、シラスウナギの採捕の厳罰化を踏まえ、採捕数量の適切な管理や悪質な密漁の取締りを強化することで、適切なシラスウナギの採捕、資源管理を行ってまいります。また、シラスウナギの来遊量や河川への定着量などの調査・研究を行い、資源の管理や適切な利用に向けた科学的知見の蓄積を行ってまいります。併せて、海区漁業調整委員会指示などによる親ウナギの資源保護や、河川環境の整備などを促進し、ウナギ資源の保護が図られ、関係者が持続的にウナギ資源を活用できるよう進めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>

4	<p>密漁の取締まり強化のために、うなぎ稚魚を採捕する漁業従事者には写真付き腕章等を携帯（着用）をさせるべき</p>	<p>シラスウナギ採捕の知事許可漁業化に際し、水産庁の技術的助言でも「漁業従事者を確認できる写真付き証明書の発行、現場で確認できる腕章やワッペン、帽子等の着用」を推奨しています。</p> <p>許可方針（案）では、漁業従事者にはシラスウナギの採捕に従事するとき、標識（腕章等）を着用することを条件としていますが、その標識が写真付きであることは規定していませんでした。</p> <p>ご意見のとおり、写真付きの標識にすることで、本人確認がしやすくなり、密漁の防止につながると考えられますので、写真付き標識とすることを許可方針に記載しました。</p>
5	<p>①なぜ、反社会的勢力が関わった制度を踏襲したのでしょうか？</p> <p>②なぜ、漁師が売る場所を指定しているのでしょうか？全く自由化されていない。</p> <p>③意見したくても説明がないので、もう少しでいいから漁師の話を聞いてください</p> <p>④なぜ、そこまで鮎に譲歩するのでしょうか？鮎の資源回復にはダムの問題、川の問題、山の問題を解決しないと堂々巡りでは？</p>	<p>①許可方針では、許可を受けようとする者、漁業従事者、集出荷する者には暴力団員等でない誓約書を提出していただくこととともに、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づき、排除措置の該当者でないかを確認した上で、許可事務を行うこととしており、暴力団関係者を排除する制度としています。</p> <p>②昨年度までの特別採捕許可では県内の養鰻業への種苗供給を目的にシラスウナギはしらすうなぎ流通センターに一元集荷することとなっていました。今回の漁業許可では許可を受ける者に対して、採捕したシラスウナギの販売先に制限を設けていません。ただし、漁業従事者としてシラスウナギを採捕される場合は、その雇い主等である許可を受ける者の指示に従うこととなります。</p> <p>③許可漁業への移行にあたり、今年の2月、5月、8月の計3回の関係者への説明会を開催するとともに、要望をいただいた漁協にも出向き、許可方針（案）等の説明を行いました。いただいたご意見については、許可方針に反映させております。</p> <p>④ご指摘のとおり、鮎の資源に関しましては、河川環境の影響が非常に大きいと考えられます。うなぎ稚魚漁業については、川や海を行き来する鮎やその他の資源に影響しないように、配慮しつつ、海面及び内水面の関係者と調整し、当該漁業の内容を決定していくことが必要となりますので、ご理解をお願いします。</p>